

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業 補助金交付要綱

令和3年5月6日 保健福祉局長決裁

(通則)

第1条 札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年6月29日訓令第24号。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例(平成10年12月15日札幌市条例第47号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を目的とした、建築物(札幌市福祉のまちづくり条例施行規則(平成11年2月9日札幌市規則第3号。以下「規則」という。)第2条で定める別表1の1の建築物(指定管理制度等によって管理される公の施設を除く。)をいう。以下同じ。)の整備に要する改修費用の一部を助成することにより、福祉のまちづくりの推進に資することを目的として実施する補助金の交付に関し必要な事項を定め、補助に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、本要綱第4条で定める補助対象建築物に係る事業を札幌市内で現に営む個人又は法人とし、次の各号のいずれにも該当するもので、市長が補助対象として適正と認めるものとする。

- (1) 交付申請時点において納期の到来した市税の未納がないこと。
- (2) 補助を受けようとする建築物に係る事業について、許可、認可、登録等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合は、当該許認可等を取得していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各号に規定する営業及びこれに類する営業を行うものでないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。
- (7) 本事業の目的を十分に理解し効果的なバリアフリー改修を行うため、本市が指定するバリアフリーに精通した専門家による助言等を受けること。
- (8) 補助金の交付決定の日以降、本市が行う取材等に積極的に協力し、改修に係る

経緯や必要経費の概要、改修後の業績等に関する情報の公開に同意すること。

- (9) 原則として建築物に係る同一の事業について、交付申請時点から遡って1年以上の営業期間を有していること。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物は、不特定かつ多数の者が利用する施設とし、別表1で定めるもののうち、床面積が2,000平方メートル未満で、かつ改修が必要なものとする。ただし、通信販売専用の事業所など、一般客の来店を伴わない業態や、この要綱による補助金の交付を受けた施設は対象外とする。

(補助対象整備)

第5条 補助の対象は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、北海道、札幌市又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受け、または受けることができるものを除く。

- (1) 別表2で定める整備箇所にかかる遵守義務項目の整備基準をすべて満たすものとする。ただし、簡易設備の設置等により、別表2に掲げる整備基準と同等程度の整備が可能となると市長が認めるときは、当該整備基準を満たすものとして取扱う。
- (2) 別表3で定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3(2021)年3月)」における標準的な整備内容のうち、整備箇所にかかる設計基準を、原則としてすべて満たすものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象整備に要する以下の費用のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

- (1) 施設改修工事費(バリアフリー化に関するもの)
- (2) 設計及び工事監理委託経費
- (3) その他必要と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 補助する額は、以下の各号のとおりとする。なお、施設の件数にかかわらず、同一の補助対象者につき、一の年度あたり450万円を限度とする。

- (1) 補助対象が第5条第1項第1号に該当し、かつ第5条第1項第2号に該当しない場合は、一の施設あたり補助対象経費の合計額の12分の5、かつ150万円を限度とする。
 - (2) 補助対象が第5条第1項第2号に該当する場合は、一の施設あたり補助対象経費の合計額の4分の3、かつ150万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 この要綱による補助は、予算の範囲内において行うものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する期日までに、補助金交付申請書(様式1)に、以下書類を添付して提出しなけ

ればならない。

- (1) 関係図書（各図書には、必要事項、寸法等が記載されていること。）
 - ア 案内図
 - イ 補助対象整備に係る部分の図面等
 - ウ 配置図、平面図、立面図及び断面図
 - エ 工程表
- (2) 補助対象整備箇所の施工前の現況写真
- (3) 補助対象整備に係る見積書等の写し（内訳書を含む。）
- (4) 建築確認・検査済みであることの証明の写し（建築確認済証等）
- (5) 法人登記簿謄本、あるいは個人の場合、住民票抄本又は外国人登録証明書
- (6) 直近の市税の納税証明書（指名願）
- (7) 許認可等の写し（許認可等が必要な事業の場合）
- (8) 土地、建物の所有者の補助金に係る工事承諾書（申請者が所有者でない場合様式2）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条に規定する申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下書（様式3）を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の取下届の提出を受けたときは、第8条に規定する申請の際に提出された書類を申請者に返却するものとする。
（補助金交付決定）

第10条 市長は、第8条の規定に基づく申請書の提出があったときは、当該申請に係る事項等を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定する。なお、当該申請の内容が第5条第1項第2号に該当しない場合は、その内容を別に定める「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業選考委員会」で審査をし、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式4）により、また補助金を交付しないことに決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式5）により申請者に通知する。なお、補助金交付決定後は、第8条に規定する申請の際に提出された書類は返却しないこととする。

- 3 市長は、第2条の目的を達成するために、その主旨の範囲内において指導および助言を行い、条件を付することができる。
（補助金交付申請内容の変更等）

第11条 申請者は、第8条の申請内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長と協議を行ったうえで、補助金交付申請内容（変更・廃止）承認申請書（様式6）及び必要に応じて第8条に規定する書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する承認申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金交付申請内容（変更・廃止）承認通知書（様式7）により申請者へ通知する。

3 前項により再算定する補助金の交付額は、補助金交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。

4 市長は、第1項の規定により提出された書類を審査し、当該申請内容の変更について不相当と認めるときは、補助金交付申請内容変更不承認通知書（様式8）により通知するものとする。この場合、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（完了報告）

第12条 申請者は、補助対象整備が完了したときは、補助金工事等完了報告書（様式9）に別に定める関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書の提出は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の2月末日（札幌市の休日をも定める条例（平成2年条例第23号）第1条に規定する本市の休日にあたる時は、その翌日）までに行わなければならない。

（辞退の届出）

第13条 申請者は、補助金の交付を辞退するときは、補助金交付辞退届（様式10）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付決定を取り消し、補助金交付決定取消通知書（様式12）により申請者に通知するものとする。

（補助金の確定）

第14条 市長は第12条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、当該報告内容を審査の上、その適否を判断し適合と認めるときは、補助金額確定通知書（様式11）により申請者へ通知する。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による補助金額確定の通知後、速やかに補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の交付は、口座振替の方法によるものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金交付決定及び補助金の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式12）により通知する。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付決定を取り消された者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 申請者は、補助事業により効用の増加した不動産及びその従物等を、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付などに供してはならない。ただし、申請者

等が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象事業実施後1年間を経過した場合、その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 申請者は、補助対象事業実施後10年以内に補助金の対象となった建築物等を処分しようとするときは、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項に規定する報告を受けた場合において、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができ、その場合は書面により通知する。

5 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る補助金を市長に返還しなければならない。

(責務等)

第18条 市長は、申請者に対して、補助対象整備に係る箇所について、適正な維持および管理をさせなければならない。

(調査等の実施)

第19条 市長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、申請者の状況を調査(実地検査を含む。)し、又は申請者に報告を求めることができる。

2 申請者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。

3 市長は、前項の協力が得られないときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書(様式12)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

別表1 補助対象建築物（第4条関係）

区分	種類（例）※
病院又は診療所 （規則別表1の1(2)に類するもの）	病院 診療所 歯科医院 施術所
物品販売業を営む店舗 （規則別表1の1(6)に類するもの）	百貨店 マーケット スポーツ用品店 専門品店 コンビニエンスストア 本屋 パン屋 調剤薬局
飲食店 （規則別表1の1(16)に類するもの）	レストラン 食堂 喫茶店 居酒屋 カラオケボックス
サービス業を営む店舗 （規則別表1の1(15)及び(17)に類するもの）	温泉（宿泊施設のないもの） 健康ランド、銭湯等 理髪店 美容室 クリーニング取次店 貸本屋 質屋 貸衣装屋 銀行 信用金庫・労働金庫等 郵便局

※種類（例）に掲げるものは、日本標準産業分類に基づく業種の種類で判断し、複数の業種にまたがる場合は、原則として複数の業種のすべてが対象となる業種とする。

別表2 補助金の申請要件並びに補助対象とする整備基準（第5条第1項第1号関係）

※ 小規模整備基準に定めた基準については、500 m²未満で対象建築物の構造や規模等により基本整備基準を遵守することが困難である場合に限り適用する。

整備項目	条件	遵守義務項目	整備基準	
			基本整備基準	小規模整備基準*
	(1) 利用円滑化経路（利用居室から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上）		① 階段又は段を設けない （設ける場合は傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設）	
			※利用円滑化経路・・・居室が地上階又は直上階若しくは直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路（以下同じ）	
1 出入口	(1) 利用円滑化経路上にある出入口	●	① ・外部出入口幅 90cm 以上 ・内部出入口幅 80cm 以上	外部・内部出入口幅 80cm 以上
			② 自動扉又は車椅子使用者が開閉し通過しやすい戸	
		●	③ 戸の前後に、段など高低差がない（水平） ※高低差（目安）：20mm未満	
			④ ・戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	
2 廊下等			① 滑りにくい仕上げ	
			② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置	
			③ 必要に応じ手すりを設置 ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
		勾配 ≤ 1/20 の傾斜、又は高さ ≤ 16 cm で勾配 ≤ 1/12 の傾斜を除く		④ 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障害者誘導用ブロック（自動車車庫、駐車場を除く）

	(1) 利用円滑化経路を構成する廊下等	●	① 幅 140 cm以上、末端付近及び 50m 以内ごとに車椅子転回スペースを設ける場合は幅 120cm 以上	90cm 以上
			② 自動扉又は車椅子使用者が開閉し通過しやすい戸	
		●	③ 戸の前後に高低差がない（水平）	
	(2) 廊下に案内設備を設ける場合の、外部出入口から案内設備までの経路の 1 以上（7(3)と一体整備するもののうち、廊下部分の構造）		① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	
3 階段	その踊場を含む		① 段がある部分の両側に手すりを設置（踊場には必要に応じて設置） ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
			② 滑りにくい仕上げ	
			③ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	
			④ 主たる階段は回り段としない	
			⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	
			⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	
	自動車車庫・駐車場を除く		⑦ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設（段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く）	
4 傾斜路	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む		① 傾斜（勾配 $>1/12$ 又は高さ >16 cm）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
			② 滑りにくい仕上げ	
			③ 傾斜の前後の水平部分（廊下、踊場等）と識別しやすい色	

			④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	
			⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	
	勾配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ ≤ 16 cmで勾配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く		⑥ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く)	
	(1) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	●	① 幅 140 cm以上、車椅子転回スペースを設けた廊下に接続するものは 120cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	90cm 以上
			② 勾配 1/12 以下	
			③ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	
5 エレベーター	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー(かごの停止階は利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする) ※・・・自動車車庫、駐車場に設けるものを除く		構 造	除外項目
		●	① 出入口幅 80cm 以上	
			② 乗降ロビー150cm×150cm 以上(高低差なし)	
			③ 車椅子使用者が利用しやすい制御装置	
			④ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	
			⑤ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	
			⑥ かごの両側に手すり	
			⑦ かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	
			⑧ かご内に到着階、出入口閉鎖の音声表示装置	※
			⑨ 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	※
			⑩ 昇降方向の音声表示装置	※
			⑪ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※
			⑫ 利用しやすいかごの大きさ	
6 便所	(1) 便所を設ける場合	●	① 車椅子使用者用便房を 1 以上設置	
			② 車椅子使用者用便房がある旨の表示	

		●	③ 段を設けない	
			④ 床面は滑りにくい仕上げ	
			⑤ 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	
	(2) 車椅子使用者用便房の構造	●	① 腰掛便座の両側に手すりを設置	
			② 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置	
		●	③ 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保 ※本要綱 15 頁に示す「便房の例 1」、あるいは同等程度のもの	※本要綱 16 頁に示す「便房の例 2」、あるいは同等程度のもの
			④ 洗浄装置は操作が容易なもの	
			⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置	
			⑥ 荷物台等を設置	
			⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置	
	(3) 男子用小便器を設ける場合		① 1 以上を手すりがある床置きその他これに類する小便器	
	※ 出入口の構造 (利用円滑化経路の出入口)	●	① 出入口幅 80cm 以上	
			② 自動扉又は車椅子使用者が開閉し通過しやすい戸	
		●	③ 戸の前後に高低差がない (水平)	
			④ ・戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	
7 敷地内の 通路			① 滑りにくい仕上げ	
			② 排水溝には、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	
	段がある部分		③ 両側に手すりを設置 ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
			④ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	
			⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	

			⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	
傾斜路			⑦ 傾斜（勾配 $>1/12$ 又は高さ >16 cmでかつ勾配 $>1/20$ ）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
			⑧ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	
			⑨ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	
			⑩ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	
(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	●	① 幅 180cm 以上		90cm 以上
		② 戸は 1 ②③④の構造		
(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	●	① 幅 180cm 以上、段併設の場合 90 cm以上		90cm 以上
	●	② 勾配 $1/20$ 以下（消融雪装置設置の場合 $1/12$ 以下）		車椅子用簡易型スロープ（勾配を満たす敷地面積がない場合）
		③ 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場		
(3) （自動車車庫・駐車場を除く）案内所又は案内板その他の設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路の 1 以上、案内所又は案内板その		① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障害者誘導設備		

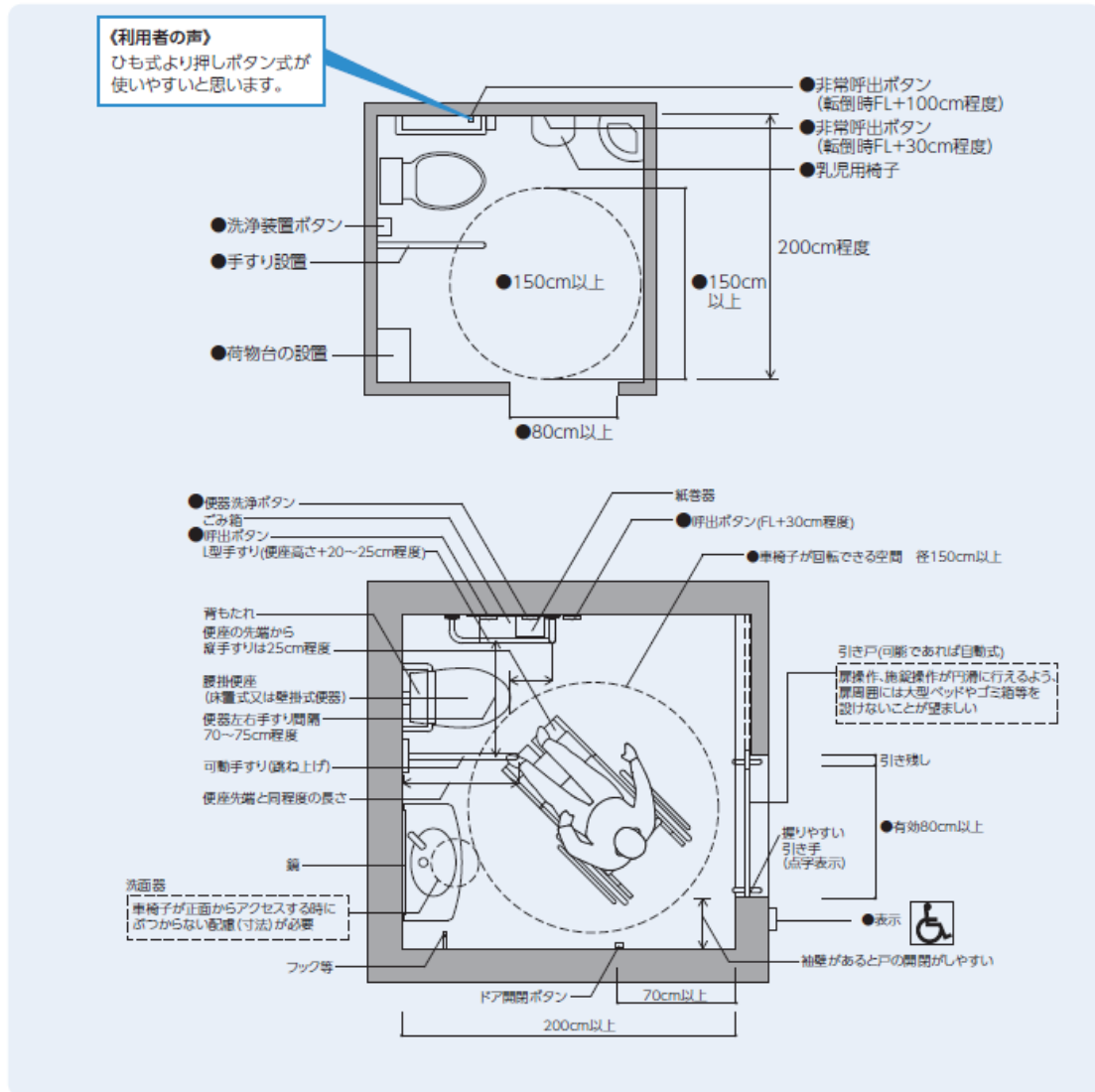
	他の設備を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の1以上		② 次の部分に視覚障害者誘導用ブロック（警告ブロック）を敷設 <ul style="list-style-type: none"> ・車路に近接する部分 ・段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分（勾配$\leq 1/20$の傾斜、又は高さ≤ 16 cmかつ勾配$\leq 1/12$の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。） 	
8 駐車場			① 車椅子使用者用駐車施設は1以上（駐車区画総数が100を超える場合は、1/100以上）設置	
		●	② 幅350 cm以上、奥行き600 cm以上	
			③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	
			④ 当該部分又はその付近に車椅子使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	
			⑤ 駐車場の出入口付近に、車椅子使用者用区画がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画までを誘導	
9 エスカレーター			① 移動手すりの水平部分120 cm以上、これと連続する固定手すり	
			② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	
			③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	
			④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	
10 洗面所		●	① 段を設けない	
			② 床面は滑りにくい仕上げ	
			③ 車椅子使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	
			④ 両側に手すりの設置 操作しやすい水栓器具	
	出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)	●	⑤ 幅80 cm以上	
			⑥ 自動扉又は車椅子使用者が開閉し通過しやすい戸	
		●	⑦ 戸の前後に高低差がない（水平）	
			⑧ ・戸にガラスを使用する場合は安全な	

			材種を使用 ・全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	
1 1 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室	病院、公衆浴場に設けるものの1以上	●	① 段・階段を設けない(やむを得ない場合を除く)。	
			② 床面は滑りにくい仕上げ	
			③ 必要に応じ、手すりを設ける	
		●	④ 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確保	
			⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの	
			⑥ 浴室・シャワー室に椅子を設ける	
			⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具	
			⑧ 更衣室・脱衣室に、車椅子使用者が利用しやすい脱衣ベンチ	
	利用円滑化経路の出入口	●	・出入口幅 80cm 以上、1 ②③④の構造	
1 2 公衆電話の設置場所	公衆電話を設ける場合	●	① 出入口幅 80cm 以上	
			② 開閉しやすい戸	
		●	③ 通過に支障となる段を設けない	
			④ 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部の空間	
			⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機	
1 3 カウンター等	カウンター・記載台を設ける場合、1以上		① 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部に空間	
1 4 案内設備	(1) 案内設備を設ける場合		① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	
			② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置	
			③ 案内用図記号は、できる限り JIS に定めるもの	

			④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	
	(2) 呼び出しを行う案内設備の場合		① 音声、文字等により呼出しを行うもの	
15 改札口 及びレ ジ通路	設ける場合、1以上	●	① 幅 90cm 以上	
		●	② 通過に支障となる段を設けない	
			③ 床面は滑りにくい仕上げ	
			④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	
16 券売機 等(券売 機、自動 販売機、 現金預 入・支払 機)	(1) 設ける場合、1以上		① 利用しやすい位置	
			② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間 ただし、券売機等の下部に十分な空間を確保することが困難な場合は、当該空間を確保しないことができる。	
	(2) 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設置する場合		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用しやすい構造	
			④ 視覚障害者が利用しやすい券売機等を設置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	
17 授乳及 びおむ つ替え の場所			① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドを設置	
			② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	
18 水飲み 場	設ける場合、1以上		① 利用しやすい位置	
			② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	
			③ 操作しやすい水栓器具	
			④ 床面は滑りにくい仕上げ	
19 視覚障 害者誘 導用ブ ロック			① 原則 JIS に定める形状	
			② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	
			③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	
			④ できる限り直線的に、連続的に設置	

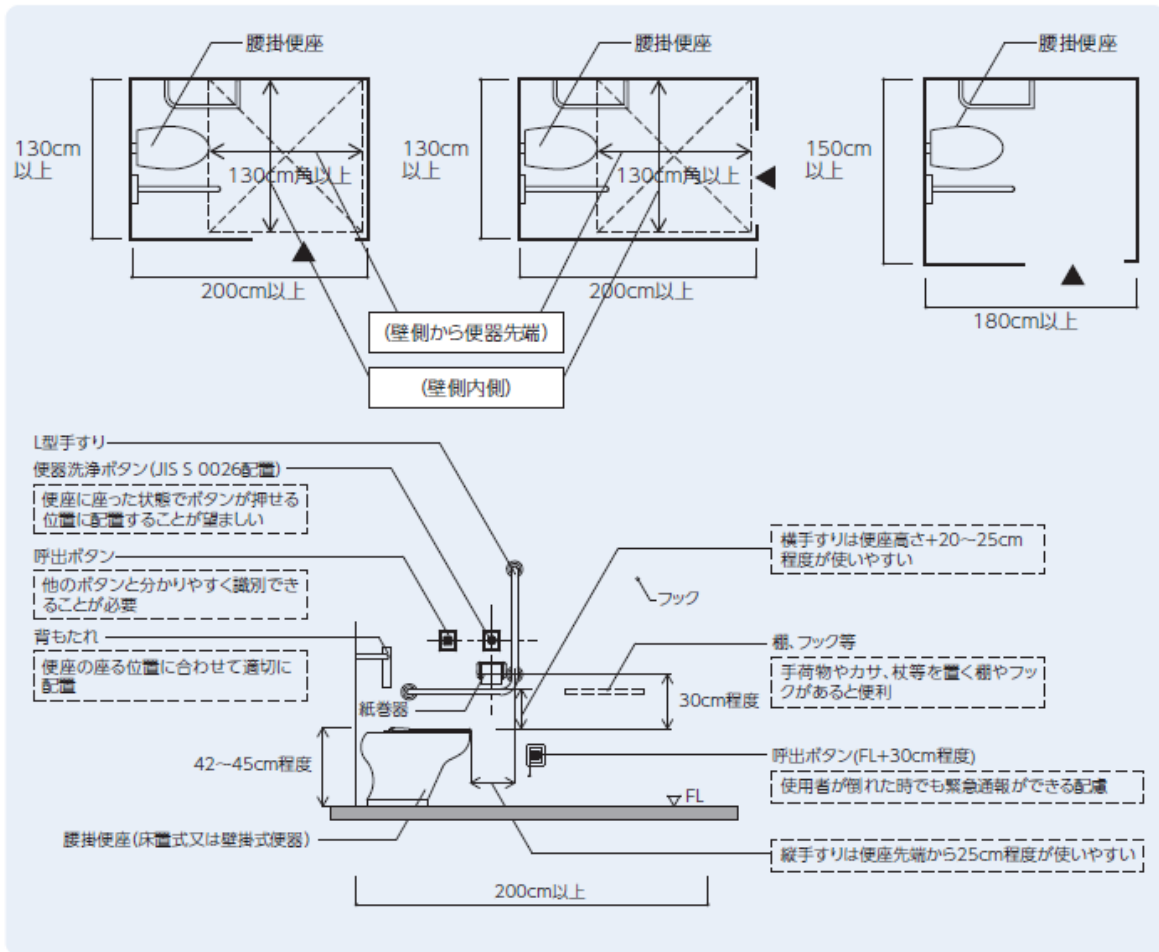
⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設

■便房の例1 (車椅子使用者が利用できる十分な空間の確保)



■便所の例2 (車椅子使用者が利用できる空間の確保)

※小規模施設等、便所の例1が困難な場合



別表3 補助金の申請要件並びに補助対象とする整備基準（第5条第1項第2号関係）

※本表に記載されている項目のほか、詳細については建築設計標準を参照のこと。

整備項目	整備項目 (小項目)	建築設計標準における標準的な整備内容
1 敷地内の通路	(1) 通路の有効 幅員、空間の 確保等 ① 通路	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の通路の幅は、120cm以上とする。 ・主要な経路上の通路には、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。 ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。） ・水勾配が必要な場合を除き、主要な経路上の通路は水平とする。 ・モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は、車椅子使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。
	② 段	<ul style="list-style-type: none"> ・段には、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない。
	③ 傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の傾斜路の幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上とする。 ・主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとし、高さが16cm以下のものでは、1/8を超えないものとする。 ・主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。 ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。
	(2) 戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の通路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
	(3) 部品・設備 等 ①段がある部 分の手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・段がある部分には手すりを設ける。
	②傾斜路の手	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、

	すり	<p>勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、耐久性のある材料とする。 ・手すりについては、建築設計標準 2. 1 4 A 手すりを参照。
	③視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る 1 以上の経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。 <p>※以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 ・建築物の内にある管理者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロック等については、建築設計標準 2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（2）を参照。 ・音声等による誘導設備については、建築設計標準 2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（3）を参照。 ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る 1 以上の経路上の車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。 <p>※ 以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
	④照明	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
	(4) 仕上げ等 ①路面の仕上	<ul style="list-style-type: none"> ・通路の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

	げ	<ul style="list-style-type: none"> ・通路の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 ・傾斜路の表面は、ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
	②溝蓋	<ul style="list-style-type: none"> ・通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けない。 ・主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないよう目が細かい構造（ピッチ：1.5cm下、隙間：1cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。
	③段、傾斜路の識別性	<ul style="list-style-type: none"> ・段がある部分は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ・傾斜路は、その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
	(5) 案内表示 ①案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。(当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。) ・案内板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
	②点字・音声等による案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。) ・点字・音声等による案内板については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示 (1) ③を参照。
2 駐車場	(1) 設置数、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設ける。 ・車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。 ・施設規模・用途等を考慮した上で、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等、建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある利用者のために、一般の駐車施設よりも大きな幅・奥行き駐車施設を設ける。

		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。 ・敷地内の通路については、建築設計標準 2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準を参照。
	(2) 車椅子利用者用駐車施設の幅、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・幅は、350cm 以上とする。 ・車椅子用リフト付福祉車両等、車椅子利用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。 ・水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平とする。 ・車椅子利用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ (230cm 以上) に対応した必要な有効高さ (梁下高さ等) を確保する。(改修等で対応が困難な場合を除く。) ・車椅子利用者用駐車施設等に至るまでの車路を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、同様に必要な有効高さ (梁下高さ等) を確保する。
	(3) 部品・設備等 ① 発券機、精算機等	<ul style="list-style-type: none"> ・発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。
	② 機械式駐車装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用駐車施設は平置き式とすることが望ましいが、狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車椅子利用者の利用に支障がないものとする。
	(4) 案内表示 ① 駐車場の案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の付近には、駐車場があることを表示する表示板 (標識) を設ける。 ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。 ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの (当該内容が JISZ 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの) とする。 ・駐車場の進入口には、車椅子利用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示する。 ・駐車場の進入口より車椅子利用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。

		<ul style="list-style-type: none"> 表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
	②車椅子使用者用駐車施設等である旨の表示	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する。 国際シンボルマークの意味、及び使用法については 3. 8 国際シンボルマークの形状及び使用を参照。 表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。 車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるよう区分する。 上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等が利用可能な駐車施設を設けた場合は、車椅子使用者用駐車施設と区分して、わかりやすく表示する。
3 建築物の出入口	(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 主要な経路上の出入口付近には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。) 主要な経路上の出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを確保する。 風除室の両開き戸の間隔は、車椅子使用者が待機するスペースが、十分確保できるものとする。
	(2) 戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> 主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 手動式引き戸及び開き戸については、建築設計標準 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 (2) を参照。 戸に設けるガラス窓は、車椅子使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。 衝突時や転倒時の事故防止のため、戸のガラス等には安全ガラス (合わせガラス又は強化ガラスをいう。以下同じ) を用いる。
	①自動式引き戸	<ul style="list-style-type: none"> 自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。その場合には、戸の開閉速度を高年齢者、障害者等が使いやすいよう設定する (開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅

		<p>いほうがよい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起動装置は、視覚障害者、車椅子使用者等の通行時に、支障なく作動するものとする。 ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないよう、ドア走行部で存在検出を行うため、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全装置（補助光電センサー）を設置する。 ・自動の戸の使用時の安全性を確保するため、JIS A 4722:2017 に準拠したものとする。
	②回転戸	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の出入口に、回転戸を使用することは避ける。 ・回転戸を設ける場合は、高齢者、障害者、子ども等が使いやすい引き戸、開き戸を併設する。
	(3) 部品・設備等 ①玄関マット	<ul style="list-style-type: none"> ・杖先を引っかけたりしないよう、しっかりと端部を固定する。
	②溝蓋	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないよう目が細かい構造（ピッチ：15 mm以下、隙間：10 mm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。
	③視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。） ※以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車用の用に供する施設に設けるものである場合 ・道等から案内設備までの経路が建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けたものである場合 ・視覚障害者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口の戸又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を3枚程度、敷設する。 ・視覚障害者誘導用ブロック等については、建築設計標

		<p>準2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（2）を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道等と建築物の出入口の距離が短い等、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、又は従業員等による人的誘導を行う。 ・音声等による誘導については、建築設計標準2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備（3）を参照。 ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路では、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。 <p>※以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
	④照明	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
	(4) 仕上げ等 ①床の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
	(5) 案内表示、 情報伝達設備等 ①案内所	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所（受付カウンター）を設ける。 ・カウンターについては、建築設計標準2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
	②案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。） ・案内板等については、建築設計標準2. 1 4 G 案内表示を参照。
	③点字・音声等による案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類す

		<p>る方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。 (案内所を設ける場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターホン（音による案内）又はハンドセット等を設ける場合、その中心高さは、立位と車椅子使用者両者が利用できるよう、床から100～110cm程度とする。 ・点字・音声等による案内板については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示（1）③を参照。
4 屋内の通路	<p>(1) 通路の有効幅員、空間の確保等</p> <p>①廊下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の廊下の幅は、120cm以上とする。 ・主要な経路上の廊下には50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。 ・50m以内ごとに設ける車椅子の転回に支障がない場所は、原則として140cm角以上とする。 ・主要な経路上に設ける出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ・主要な経路上の廊下には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。) ・その他の昇降機（段差解消機）については、建築設計標準 2. 1 4 B 段差解消機を参照。 ・消火器、案内板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設ける。 ・床から高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。
	②傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の傾斜路の幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とする。 ・主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとする。(高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないものとすることができる。) ・主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。 ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。 ・側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。

	(2) 戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な経路上の廊下に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ・ 防火戸を設ける場合は、戸の下枠に段がないもの、前後に高低差がないものとする。 ・ 防火戸は車椅子使用者が通り抜けできる有効幅員を確保する。 ・ シャッター式の防火戸を設ける場合は、車椅子使用者等の安全性に十分配慮した製品とする。
	(3) 手すり ①手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路の勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ・ 点字・文字表示は、はがれにくいものとする。 ・ 点字・文字表示については、JIS T 0921 を参照。 ・ 手すり、点字・文字表示については、建築設計標準 2. 1 4 A 手すり を参照。
	②視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する。 ※以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの ・ 視覚障害者に対し警告を行うため、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設する。 ※以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの ・ 視覚障害者誘導用ブロック等については、建築設計標準 2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備 (2) を参照。

		<ul style="list-style-type: none"> 音声等による誘導設備については、建築設計標準 2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備 (3) を参照。
	④照明	<ul style="list-style-type: none"> 通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
	(4) 仕上げ等 ①床の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 傾斜路の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
	②ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ガラスについては、建築設計標準 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準 (2) を参照。
	③床や壁の識別性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路は、傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。
	(5) 案内表示、 情報伝達設備	<ul style="list-style-type: none"> 利用居室の室名表示については、建築設計標準 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 (4) を参照。 客室の室名表示については、建築設計標準 2. 9. 1 客室の設計標準 (3) ①を参照。 表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
	(6) 避難設備・ 施設	<ul style="list-style-type: none"> 避難設備・施設については、建築設計標準 2. 1 2. 1 避難設備・施設の設計標準を参照。
5 階段	(1) 有効幅員、 空間の確保等 ①階段の形状等	<ul style="list-style-type: none"> 主たる階段は、回り階段としない。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 屋内階段の形状は、直階段又は折り返し階段とし、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。
	②有効幅員、 空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。 蹴込み寸法は、2cm 以下とする。 原則として、同一の階段は、同一のけあげ・踏面寸法とする。 主たる階段の有効幅員は 120cm 以上とする。(手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。)
	(2) 戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路上の階段の出入口の戸は、高齢者、障害者等の開閉しやすいものとし、戸の前後に高低差がないものとする。
	(3) 部品・設備	<ul style="list-style-type: none"> 階段には、踊場を除き、手すりを設ける。

	等 ①手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の利用に配慮し、手すりの水平部分には現在位置及び上下階の情報等を点字・文字で表示する。 ・点字・文字表示は、はがれにくいものとする。 ・点字・文字表示については、JIS T 0921 を参照。 ・手すり、手すりの点字・文字表示については、建築設計標準 2. 1 4 A 手すりを参照。
	②視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する。 ※以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの ・視覚障害者に対し警告を行うため、段がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設する。 ※以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車車庫に設けるもの ・段がある部分と連続して手すりを設けるもの ・点状ブロック等は、階段手前 30cm 程度の位置に敷設する。 ・視覚障害者誘導用ブロック等については、建築設計標準 2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備 (2) を参照。
	③照明	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
	(4) 仕上げ等 ①床の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ・階段の段鼻には、滑り止めを設ける。 ・金属製の滑り止めは、避ける。
	②階段の識別性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・階段は、踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。 ・踏面の端部の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。 ・踏面の端部の部分は、汚損・損傷しにくいものを用いる。
	(5) 避難設備・施設	<ul style="list-style-type: none"> ・避難設備・施設については、建築設計標準 2. 1 3. 1 避難設備・施設の設計標準を参照。
6 エレベーター	(1) 設置数、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。）は、利用居室、車椅子利用者用便房又は

		車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するものとする。(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
	(2) 出入口の有効幅員、空間の確保等 ①出入口の有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とする。
	②乗降ロビーの広さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。 ・乗降ロビー付近に、やむを得ず、下り階段又は下り段差を設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止策を講じる。
	③籠の広さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、135cm以上とする。 ・床面積の合計が2,000 m²以上の不特定多数の者が利用する建築物では、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上とし、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。(収容人員11人乗り以上) ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮した籠形状とする。
	④段及びすきま	<ul style="list-style-type: none"> ・籠の床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車椅子のキャスターが落ちないように、3cm程度以下とする。
	(3) 乗降ロビーの部品・設備等 ①車椅子使用者対応の乗り場ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に乗り場ボタン(制御装置)を設ける。 ・車椅子使用者対応の乗り場ボタンの設置高さは、床から100cm程度とする。 ・車椅子使用者対応の乗り場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすく、当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するものとする。 ・車椅子使用者対応の乗り場ボタンの付近等、車椅子使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。
	②乗り場ボタンへの点字	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーに設ける乗り場ボタン(車椅子使用者が利用しやすい位置とその

	表示等	<p>他の位置に乗り場ボタンを設ける場合にあつては、その他の位置に設けるもの)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。(※1)</p> <p>※1 以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合 ・乗り場ボタンへの点字表示は、立位で使用する乗り場ボタンに設ける。 ・乗り場ボタン等の操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設ける。 ・視覚障害者の利用に配慮し、乗り場ボタンは昇降方向が識別できる形状とする。 ・点字表示については、JIS T 0921 を参照。
	③ 籠の昇降方向を伝えるための装置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設ける。 ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。(※2) <p>※2 以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合
	④ 視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を敷設する。 ・視覚障害者誘導用ブロック等については、建築設計標準2. 14 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備(2)を参照。
	⑤ 屋根、庇	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時の利用に困難が生じないように、屋外に面するエレベーターの出入口には、屋根又は庇を設ける。
	(5) 籠内の部品・設備等 ① 手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・両側面の壁及び正面壁に設ける。 ・手すりは、握りやすい形状とする。 ・手すりについては、建築設計標準2. 14 A 手すりを参照。
	② 乗降者検知装置	<ul style="list-style-type: none"> ・籠の出入口には光電式、静電式又は超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。
	③ 車椅子使用者対応の主操作盤、副	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの籠内には、車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤(制御装置)を設ける。 ・籠内で転回しにくい車椅子使用者の操作を考慮し、車

	操作盤	椅子使用者対応の主操作盤、副操作盤は、籠中央の左右の壁に設ける。また、極端に籠の奥や手前に設けない。
	④操作盤への点字表示等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの籠内に設ける操作盤（車椅子使用者が利用しやすい位置とその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、その他の位置に設けるもの）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。（※3） ※3 以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合 ・点字表示は、籠内の立位で使用する操作盤の各ボタン（階数、開、閉、非常呼び出し、インターホン）に設ける。 ・点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行う。 ・点字表示については、JIS T 0921 を参照。
	⑤籠の昇降方向を伝えるための装置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上のエレベーターの籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。 ・主要な経路上のエレベーターの籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。（※4） ・主要な経路上のエレベーターの籠内には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。（※4） ※4 以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合
	⑥その他の表示装置等	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。
	(6) 案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターその他の昇降機の付近には、エレベーターその他の昇降機があることを表示する表示板（標識）を設ける。 ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。 ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JIS Z8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とす

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
7 エスカレーター	(1) 部品・設備等	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の安全性を高めるため、エスカレーターの乗降口には、乗降口誘導用固定手すりを設ける。
	①手すり	
	②踏段	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくする。 踏段端部の縁取り等により、踏段相互を認知しやすくする。 踏段の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
	③くし板	<ul style="list-style-type: none"> くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
	④視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者に対し警告を行うため、エスカレーターの乗降口部には、点状ブロック等を敷設するか、乗降を誘導する音声案内装置を設ける。 点状ブロック等は、エスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから 30cm 程度離し、固定手すりの内側に敷設する。 視覚障害者誘導用ブロック等については、建築設計標準 2. 1 4 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備 (2) を参照。
	⑤その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口付近に、非常停止ボタンを設ける。
	⑥車椅子利用者対応エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> 階段又は段に併設するエレベーターその他の昇降機に該当する車椅子利用者対応エスカレーターは、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものとする。 車椅子利用者対応エスカレーターの構造は、平成 12 年建設省告示第 1417 号第一ただし書に規定するものとする。 乗降口付近に、係員の呼び出しインターホンを設ける。
	(2) 案内表示	<ul style="list-style-type: none"> エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する表示板 (標識) を設ける。 車椅子利用者対応エスカレーターの付近には、車椅子利用者対応エスカレーターがあることを表示する表示板 (標識) を設ける。 表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。

		<ul style="list-style-type: none"> ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JISZ 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。 ・表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
8-1 便所 (共通事項)	(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ・車椅子利用者用便房が設けられている便所内の通路には、車椅子使用者が方向転換ができるよう、140 cm 角以上の水平スペースを設ける。 ・床には段を設けない。
	(2) 便所、便房の戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。 ・開き戸の場合、取っ手は大きく操作性の良いレバーハンドル式等とする。
	(3) 部品・設備等 ①小便器	<ul style="list-style-type: none"> ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設ける。 ・1 以上の床置き式又は壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）には、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。 ・上記の小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
	②洗面器、鏡	<ul style="list-style-type: none"> ・1 以上の洗面器には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。 ・手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作が容易なものとする。 ・洗面器のうち 1 以上は、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。

		<ul style="list-style-type: none"> 吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から 30 cm以内とすることが望ましい。）とする。
	③乳幼児用おむつ交換台	<ul style="list-style-type: none"> 施設用途や規模等を考慮した上で、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）には、乳幼児用おむつ交換台を 1 以上設ける。
	④視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> 便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設ける場合には、車椅子使用者用便房以外の便所に誘導する。
	⑤照明	<ul style="list-style-type: none"> 便所、便房の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
	(5) 床の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 床面は滑りにくい材料・仕上げとする。 床面の材料・仕上げは、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。
	(6) 案内表示 ①便所の表示板（標識）	<ul style="list-style-type: none"> 便所の付近には、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。 表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JISZ 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。 表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
	②便所の案内図	<ul style="list-style-type: none"> 利用者を誘導するため、案内図には、文字や図記号等により、便房の位置・設備をわかりやすく表示する。 案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。 触知案内図等は、床から中心までの高さが 140cm から 150cm となるよう設置する。 弱視者（ロービジョン）等にも配慮し、案内図は大きさや設置位置に配慮したものとする。 案内表示については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
	③便房の機能を示す表示板（標識）	<ul style="list-style-type: none"> 便房の出入口や戸には、便房の設備や機能を、文字や図記号等により、わかりやすく表示する。 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JISZ 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者障害者等用便房（バリアフリースイイレ）の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。 ・表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
8-2 個別機能を備えた便房	(1) 共通する事項 ①設置数、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能を備えた便房の位置は、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける等、利用者が位置を把握しやすく利用しやすいものとする。
	②戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。 ・手動式引き戸の鍵は、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもの（大型のレバーハンドル錠）とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。 ・外開き戸の場合、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。 ・内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。 ・弱視者（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便房の戸には、戸の開閉や使用状況を色により表示する。
	③部品・設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備は操作しやすいものとするとともに、わかりやすさにも配慮したものとする。 ア. 水栓金具 <ul style="list-style-type: none"> ・洗面器・手洗器の水栓金具は、レバー式、センサー式等の操作が容易なものとする。 イ. 紙巻器、ボタン <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンを設ける場合は、JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に基づくものとする。 ・便器洗浄ボタンは、押しボタン式等の視覚障害者が触知しやすく誤作動しにくいものとする。 ・便器洗浄ボタン及び呼出ボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。

	<p>(2) 車椅子使用者用便房</p> <p>①設置数、配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子を使用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」）を1以上設ける。 ・排泄介助が必要な障害者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
	<p>②出入口の有効幅員、空間の確保等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設ける。 ・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。なお、十分な空間とは、以下に示す事項を標準的な整備として設けるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150 cm以上の円が内接できるスペース1を設け、かつ便房の標準内法寸法は200 cm以上×200 cm以上を基本とする。（ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内法寸法に含めないものとする） ・そのうち、床面積2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築3する場合に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、改修等で対応が困難な場合を除き、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の（電動）車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180 cm以上の円が内接できるスペース1を設ける。 ・便器の正面及び側面に、車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。
	<p>③戸の形式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

		<p>る。</p> <p>ア. 手動式引き戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする ・鍵は車椅子使用者が操作しやすい高さに設置する。 <p>イ. 自動式引き戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。 ・介助者等による外からの戸の開閉に関わらず、高齢者、障害者等が便房内にいる状態では便房内の照明・換気扇等が停止しない機能を有するものとする。 ・戸の開閉盤（開閉スイッチ）は、電動式の戸の場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。 ・使用中である旨を表示する装置を設置する。 ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」（JADA-0006）（全国自動ドア協会）による。
	<p>④ 部品・設備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 <p>ア. 便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座とし、床置式便器又は壁掛式便器とする。 ・車椅子で接近できるよう、床置式便器の前面は、フットサポートが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。 ・座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすいように配慮し、蓋のない状態で、42～45 cm程度とする。 ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを適切に設ける。 <p>イ. 手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。 ・手すりは腰掛便座の両側に水平、垂直に取り付ける。 ・介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。 <p>ウ. 紙巻器、洗浄ボタン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻器、洗浄ボタン等は JIS S0026 による配置等とし、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届

		<p>く範囲位置に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便器洗浄ボタンは、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式等を併設する。 ・呼出ボタンは、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲と、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。 ・車椅子使用者用便房の出入口の廊下等には、非常呼出表示ランプを設け、事務所や防災センター等に警報盤を設ける。 <p>エ. 洗面器、鏡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面器下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ・洗面器に手すりを設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮した位置に設ける。 ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作の容易なものとする。 ・吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から 30 cm以内とすることが望ましい。）とする。 <p>オ. 手荷物置き台、フック、ごみ箱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。 ・フックは、立位者、車椅子使用者の身体に衝突する危険のない形状、位置とするとともに、1 以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。 ・ごみ箱を設ける場合は、腰掛便座又は車椅子に座った状態で手が届く範囲に設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはごみ箱等を設けない。 <p>カ. 大型ベッド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 以上の車椅子使用者用便房には大型ベッドを設ける。 ・車椅子から大型ベッドへの移乗動作や介助者の動作を考慮し、便房内には十分なスペースを確保する。 ・大型ベッドの設置位置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドからの片側への転落を防止し、安全性の確保等に十分配慮したものとする。 ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付
--	--	--

		<p>近には大型ベッドを設けない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時において、折畳み式大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるように、大型ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。
	<p>(3) オストメイト用設備を有する便房</p> <p>①設置数、配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
	<p>②部品・設備等</p>	<p>ア. 便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。 <p>イ. 汚物流し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、紙巻器を設ける。 <p>ウ. 手荷物置き台、フック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。 ・小物・手荷物やコート等の衣類をかけるフックを複数設ける。 ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。
	<p>(4) 乳幼児用設備を有する便房</p> <p>①設置数、配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児用設備を有する便房を1以上設ける。
	<p>②出入口の有効幅員、空間の確保等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児用設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。 ・戸が内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保する。
	<p>③部品、設備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・便器は腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。 ・乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。 ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。 ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。 ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮す

		る必要がある。
8-3 簡易型機能を備えた便房	(1) 車椅子使用者用簡易型便房	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用簡易型便房は、個別機能を備えた便房以外の便房に、車椅子で使用可能な有効幅員や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車椅子使用者等の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。
	①設置数、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子使用者用簡易型便房を1以上設ける。
	②出入口の有効幅員、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ・車椅子で使用可能なゆとりある広さを確保する。
	③戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として引き戸とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。 ・壁の隅に出入口がある場合には、車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。 ・その他については、建築設計標準2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準(1)②を参照。
	④部品・設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設ける。 ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。 ・フックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。 ・その他については、建築設計標準2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準(1)③を参照。
	(2) オストメイト用簡易型便房	<ul style="list-style-type: none"> ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修等、構造上やむを得ない場合には、オストメイト用簡易型便房を設ける。 ・オストメイト用簡易型便房とは、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設けたものであり、以下に配慮して設計する。
	①設置数、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1

		以上)に、簡易型機能を備えた便房を1以上設ける。
	②出入口の有効幅員、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・戸が内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保する。
	③戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設計標準2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準(1)②を参照。
	④部品・設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台(カウンター)を設ける。 ・小物・手荷物やコート等の衣類をかけるフックを複数設ける。 ・その他については、建築設計標準2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準(1)③を参照。
8-4 その他の一般便房	(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・戸が内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保する。
	(2) 戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設計標準2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準(1)②を参照。
	(3) 部品・設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設けた便房を1以上(腰掛便座の便房と和風便器の便房がある場合には、それぞれ1以上)設ける。 ・腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンを設ける場合は、JIS S0026(公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置)に基づくものとする。 ・その他については、建築設計標準2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準(1)③を参照。
9 利用居室の出入口	(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるように、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
	(2) 戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より使いやすい。 ・自動式引き戸については、建築設計標準2.3.1 建築物の出入口の設計標準(2)①を参照。 ・戸に設ける窓は、立位の利用者のほか、車椅子使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。
	①手動式引き戸	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝を設けない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・取っ手は、棒状のものとする。 ・取っ手の中心高さは、床から 90 cm 程度とする。
	②開き戸	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアクローザーは、閉めはじめはゆっくり閉まる等、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ軽い力で操作できるものとする。 ・取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。 ・取っ手の設置高さは、床から 90 cm 程度とする。
	(3) 仕上げ等 ①ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスについては、建築設計標準 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準 (2) を参照。
	(4) 案内表示 ①設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、利用居室の名称等を表示する。 ・室名表示の設置高さは、床から 140～150 cm 程度とする。
	②文字等による室名表示	<ul style="list-style-type: none"> ・室名表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。 ・表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
	③文字の浮き彫りや点字による室名表示	<ul style="list-style-type: none"> ・客室や、視覚障害者の利用が多い用途の利用居室の室名表示は、文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする。 ・点字表示については、JIS T 0921 を参照。
10-1 浴室・シャワー室	(1) 共通する事項 ①出入口の有効幅員、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ・床には段を設けない。
	②戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ・戸の形式については、建築設計標準 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 (2) を参照。
	③部品・設備等	<p>ア. 浴槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。 <p>イ. シャワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてハンドシャワーとする。 ・浴室用車椅子、又はシャワーチェア等を備える。

		<p>ウ. 浴室の手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すりを設ける。 ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。 ・その他 建築設計標準2. 14 A 手すりを参照。 <p>エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。 ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。 ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。
	④仕上げ等	<p>ア. 床の仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。 ・浴室用車椅子等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。 <p>イ. ガラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスについては、建築設計標準2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準（2）を参照。
	⑤案内表示、情報伝達設備等	<p>ア. 室名表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室名表示については、建築設計標準2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（4）を参照。 ・表示板等については、建築設計標準2. 14 G 案内表示を参照。
	(2) 車椅子使用者用浴室 ①空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口から洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。（設備等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。） ・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
	②部品・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

	等	<p>ア. 浴槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の深さは 50cm 程度、エプロン高さは 40～45 cm（車椅子の座面の高さ）程度とする。 ・浴槽の縁には、車椅子から移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は 45 cm 以上とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。 <p>イ. シャワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下 2 箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。 ・洗い場には浴室用車椅子又はシャワーチェア等を備える。 <p>ウ. 手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口から洗い場や浴槽まで誘導するための手すりを設ける。 ・洗い場には、シャワー使用中の体を支えるため、又は立ち座り動作のための手すりを設ける。 ・浴槽への移乗台付近には、出入りのための手すりを設ける。 ・貸し切り浴室では、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。 ・必要に応じ、洗い場から浴槽の周囲に、手すりを連続して設ける。 ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。 ・その他 建築設計標準 2. 1 4 A 手すりを参照。 <p>エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設ける。 ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車椅子等に座った状態で手が届く位置とする。 <p>オ. 緊急通報ボタン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
	④仕上げ等	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。
	(3) 車椅子使用者用シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用シャワー室を設けたシャワー室、及び車椅子使用者用シャワー室の出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm 角以

	①出入口の寸法、空間の確保等	<p>上の水平なスペースを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路や車椅子使用者用シャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が 360° 回転できるよう、直径 150 cm 以上の円が内接できるスペースを、1 以上設ける。 (設備等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
	②部品・設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・シャワー、手すり等を適切に配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア. シャワー <ul style="list-style-type: none"> ・シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下 2 箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。 ・車椅子使用者シャワー室（ブース）のベンチの高さは、床面から 40～45cm 程度とする。 イ. 手すり <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー使用中の体を支えるため、かつ立ち座り動作のための手すりを設ける。 ・手すりは水平及び垂直に取り付ける。 ・その他 建築設計標準 2. 1 4 A 手すりを参照。 ウ. 緊急通報ボタン等 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
	(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設の浴室等は、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。 ・これらの施設の浴室等の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。
10 - 2 脱衣室・更衣室	(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、80 cm 以上とする。 ・車椅子使用者のための脱衣・更衣スペースを設ける場合には、出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、車椅子で転回できるよう、140cm 角以上の水平なスペースを設ける。 ・床には、段を設けない。
	(2) 戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ・戸の形式については、建築設計標準 2. 8. 1 利用居

		室の出入口の設計標準（２）を参照。
	(3) 車椅子使用者用の脱衣・更衣スペース ①収納棚等	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者の脱衣・更衣等のスペースの近くに、車椅子使用者用の収納棚やロッカー等を設ける。 ・収納棚の高さは、下端：床から 30 cm程度、上端：床から 120 cm程度とする。 ・ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から 120cm 程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。 ・収納棚等の奥行きは、60 cm程度とする。 ・収納棚等の形状は、下部に車椅子のフットレストが入るものとする。
	(4) 車椅子使用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室に車椅子使用者用の脱衣・更衣スペース等を設ける場合には、脱衣室・更衣室内、又は脱衣室・更衣室の近くに、1 以上の車椅子使用者用便房を設ける。 ・車椅子使用者用便房については、建築設計標準 2. 7. 2 個別機能を備えた便房の設計標準（１）及び（２）を参照。
	(5) 部品・設備等 ①手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設ける場合には、水平及び垂直に取り付ける。 ・その他 建築設計標準 2. 1 4 A 手すりを参照。
	②脱衣のためのベンチ等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、1 以上の脱衣のためのベンチを設ける。 ・利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。 ・脱衣のためのベンチ座面の高さは床から 40～45 cm程度、幅は 180 cm程度以上、奥行き 60 cm程度以上とする。 ・脱衣のためのベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。
	③洗面器、鏡	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面器の水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。 ・複数の洗面器を設ける場合、1 以上の洗面器は車椅子使用者の利用に配慮したものとする。 ・洗面器の下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ・洗面器の吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から 30 cm程度）とする。
	④乳幼児連れ利用者への	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室には、1 以上（男女の別があるときはそれぞれ 1 以上）の乳

	配慮	<p>幼児用おむつ交換台を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児用おむつ交換台については、建築設計標準 2. 1 4 F 乳幼児用設備を参照。
	(6) 仕上げ等 ①床の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
	②ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスについては、建築設計標準 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準 (2) を参照。
	(7) 案内表示、 情報伝達設備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・室名表示については、建築設計標準 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 (4) を参照。 ・表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
11-1 店舗内部 (共通事項)	(1) 有効幅員、空間の確保等 ①店舗の出入口等	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ・店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より使いやすい。 ・出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。 ・その他、店舗の出入口については、建築設計標準 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準を参照。
	②通路の有効幅員、空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の通路には、25m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。 ・25m 以内ごとに設ける車椅子の転回に支障がない場所は、原則として 140cm 角以上とする。 ・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm 以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は 120cm 以上とする。 ・主要な経路上の通路には、段差を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。) ・主要な経路上の通路に傾斜路を設ける場合、傾斜路の幅は 90cm 以上とし、傾斜路の勾配は、1/12 を超えないものとする。高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないものとすることができる。 ・傾斜路の勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。

		<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターについては、建築設計標準 2. 6. 1 エレベーターの設計標準、エスカレーターについては、2. 6. 2 エスカレーターの設計標準を参照。 ・その他の昇降機（段差解消機）については、建築設計標準 2. 1 4 B 段差解消機を参照。 ・主要な経路上に設ける出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ・主要な経路上の通路には原則として、壁からの突出物を設けない。 ・やむを得ず、床から高さ 65 cm 以上の部分に壁から突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を 10 cm 以下とする。 ・通路沿いに設ける設備機器・備品（消火器、冷蔵庫、棚等）は、有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障害者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。 ・階段については、建築設計標準 2. 5. 1 階段の設計標準を参照。 <p>ア. 物販店舗の通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は 120 cm とする（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする）。ただし、片側商品棚の場合は 90 cm 以上とする。 ・レジカウンター前のレーンは、1 レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員 90cm 以上を確保する。 <p>イ. 飲食店舗・サービス店舗の通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路上の通路の有効幅員は、90cm 以上とする。飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも 90 cm 以上を確保する。 ・飲食店舗の配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm 程度を確保する。
	③待合	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス店舗や飲食店舗等の待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。 ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する。（ベンチ等の移動による対応も可とする。） ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子 1 台につき 90cm 以上とし、奥行きは 120cm 以上とする。（可動式の椅子を取り外してスペースを設けること

		も可能とする。)
	④便所	<ul style="list-style-type: none"> ・便所、洗面所については、建築設計標準 2. 7 便所、洗面所を参照。
	(2) 部品・設備等 ① 会計（レジ）、サービスカウンター	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする。 ・以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合 ・多数の高齢者、障害者の利用が想定される建築物（病院等）にある店舗 ・無人レジ（セルフレジ。顧客が自分で商品バーコードをスキャンして会計をするレジ）のみの店舗 ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70 cm程度、上端の高さは70～75 cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45 cm以上とする。 ・サービスカウンターを設ける場合には、車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用しやすいローカウンターを1以上設ける。 ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70 cm程度、上端の高さは70～75 cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45 cm以上とする。 ・カウンター・記載台については、建築設計標準 2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
	② 発券機（番号札、食券等）、給茶機、自動販売機、ATM（現金自動取引装置）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設計標準 2. 1 4 D 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）等を参照。
	③ 照明	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるように、照明設備を設ける。
	(3) 仕上げ等	<ul style="list-style-type: none"> ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。
	(4) 案内表示・情報伝達設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、便所の付近には、エレベーター、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。 ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。

		<ul style="list-style-type: none"> ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JISA 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。 ・案内表示等は、視覚障害者や車椅子使用者が認識しやすいよう、取り付け位置・高さ、照明等に配慮したものとする。 ・案内表示等は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。 ・壁、床、天井等に設ける案内表示は、文字・図記号と、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする。 ・案内板・表示板等については、建築設計標準 2. 1 4 G 案内表示を参照。
11-2 物販店舗	(1) 有効幅員、空間の確保等 ① 試着室	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。
	(2) 部品・設備等 ① サッカー台	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台（購入済みの商品を袋に詰めるための台）及びサービスローカウンターを 1 以上設ける。 ・車椅子使用者が利用できるサッカー台及びサービスローカウンターの下端の高さは 65～70 cm 程度、上端の高さは 70～75 cm 程度、カウンター下部スペースの奥行きは 45 cm 以上とする。 ・カウンター・記載台については、建築設計標準 2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
11-3 飲食店舗	(1) 有効幅員、空間の確保等 ① 車椅子使用者等が利用できる席	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
	(2) 部品・設備等 ① テーブル・カウンター、可動式の椅子	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、カウンターの下端の高さは 65～70cm 程度とし、上端の高さは 70～75cm 程度とする。 ・テーブル、カウンター等の下部スペースの奥行きは 45 cm 以上とし、車椅子使用者が席を利用するための奥行きは 120cm 以上とする。 ・車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔（内法）を 70cm 以上とするか、又は両脚のない中央柱脚とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・テーブルと椅子をレイアウトする場合には、車椅子利用者でも利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行う。
	②配膳カウンター、ドリンクカウンター	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180 cm程度を確保する。 ・カウンターについては、建築設計標準 2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
	(3) 仕上げ等	<ul style="list-style-type: none"> ・床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
11-4 サービス店舗	(1) 部品・設備等 ①サービスカウンター・記載台	<ul style="list-style-type: none"> ・立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける。 ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70 cm程度、上端の高さは70～75 cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45 cm以上とする。 ・銀行、薬局等の呼出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。 ・カウンター・記載台については、建築設計標準 2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。 ・番号札発券機・電光表示板については、建築設計標準 2. 1 4 I 情報伝達設備 (1) を参照。